

平成30年12月26日

兵庫県地域人権運動連合
議長 前田 泰義 様
丹有地域人権運動連合
会長 西本 嘉宏 様

三田市長 森 哲 男



「部落差別の解消の推進に関する法律」の『附帯決議』を遵守し部落問題解決の障害となる「人権条例」等の制定をしないよう求める要請書について（回答）

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年11月6日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消法」）については、参議院法務委員会の質疑を参考にして、『附帯決議』を遵守し、徹底されること。（人権推進課）
「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情を踏まえつつ、附帯決議に配慮し、部落差別のない社会の実現に向けた施策を講ずるよう努めてまいります。
2. 「部落差別解消法」を具体化する「人権条例」等の制定は行わないこと。（人権推進課）
「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めてまいります。
3. 民間運動団体等の意向に沿って、新たな差別を生み出す「実態調査」や、「同和地区出身者」等の表現を使い、旧身分を暴く人権侵害の「人権意識調査」など行わないこと。また、「人権相談」についても現状で十分であり、「同和」（部落）問題に特化した「相談体制の強化」など行わないこと。（人権推進課）
「部落差別の解消の推進に関する法律」第6条に基づく「部落差別の実態に係る調査」につきましては、国が地方公共団体の協力を得て行うものとなっております。国からの要請があれば協力してまいります。
また、「人権相談」につきましては、人権推進課に設置しております「人権に関する総合相談窓口」にて対応してまいります。
なお、人権侵害に対する相談につきましては、人権擁護委員や法務局など関係機関と連携を図ってまいります。

4. 従来の「同和行政・教育」を漫然と継続する施策及びその予算計上は行わないこと。(人権推進課)

「第4次三田市総合計画(後期計画)」を着実に推進するため、必要な施策(予算計上)を実施してまいります。本計画におきましては、「人権尊重のまちづくり」をすすめるための三田市の取り組みの一つとして、同和問題の解決を掲げており、必要な施策を推進してまいります。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課(TEL 559-5035)※

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらお問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。